



県 章

# 滋賀県公報

令和3年(2021年)  
3月26日  
号外(1)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 条 例	
※滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例(議会事務局).....	1
※滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例(情報政策課).....	1
○ 議 会 規 則	
※滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則.....	2
※滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	2
○ 議 会 告 示	
※滋賀県政務活動費の交付に関する規程の一部改正.....	2
※滋賀県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正.....	3
※滋賀県議会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正.....	3

## 公布された条例のあらまし

- 滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第5号)
  - 1 委員長は、記録に署名しなければならないこととしました。(第27条関係)
  - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
- 滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例(条例第6号)
  - 1 この条例の対象となる機関に議会を加えることとしました。(第2条関係)
  - 2 その他
    - (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
    - (2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
    - (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

## 条 例

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第5号

### 滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例(昭和31年滋賀県条例第28号)の一部を次のように改正する。  
第27条第1項中「署名または押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

### 付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第6号

### 滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和22年法律第67号」の右に「第120条の会議規則、同法第130条第3項の規則その他の議会に関する規程、同法」を加え、同条第3号ア中「地方自治法」を「議会、地方自治法」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)の一部を次のように改正する。  
第19条を次のように改める。

第19条 削除

議 会 規 則

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県議会議長 細 江 正 人

滋賀県議会規則第1号

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則

滋賀県議会会議規則(昭和31年滋賀県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「出産」の右に「、育児、介護、看護」を加え、「事由」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届けることができる。

第89条第1項中「、請願者の住所(法人)」を「ならびに請願者の氏名および住所(法人その他の団体)」に、「所在地および名称」を記載し、請願者(法人の場合には、その代表者)が署名または記名押印しなければ」を「名称および所在地ならびに代表者の氏名」を記載しなければ」に改め、同条第2項中「署名または記名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県議会議長 細 江 正 人

滋賀県議会規則第2号

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例施行規則(平成15年滋賀県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「署名または押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

別記様式第1号中「氏 名 ④」を「氏 名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とする。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議 会 告 示

滋賀県議会告示第1号

滋賀県政務活動費の交付に関する規程(平成13年滋賀県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

滋賀県議会議長 細 江 正 人

別記様式第1号から別記様式第3号までおよび別記様式第5号中「代表者 ④」を「代表者 \_\_\_\_\_」に改める。

別記様式第6号中

「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

別記様式第7号中

「代表者 ㊟」を「代表者 」に改める。

別記様式第8号中

「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県議会告示第2号

滋賀県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成7年滋賀県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

滋賀県議会議長 細 江 正 人

第9条第1項中「訂正の箇所に押印するとともに」を「当該報告書(報告書が、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出された場合にあっては、当該報告書に係る電磁的記録に記録されている事項を記載した書面)の訂正の箇所に」に改める。

別記様式第1号から別記様式第5号までの様式中

「滋賀県議会議員 ㊟」を「滋賀県議会議員 」に改める。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県議会告示第3号

滋賀県議会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程(平成16年滋賀県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

滋賀県議会議長 細 江 正 人

本則に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第3条中「別表」とあるのは、「滋賀県議会に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程(平成16年滋賀県議会告示第2号)別表」と読み替えるものとする。

付則の次に次の別表を加える。

別表

法令または条例等	条項
滋賀県議会会議規則(昭和31年滋賀県議会規則第1号)	第50条第1項および第2項、第60条第2項、第96条、第100条(第101条第2項で準用する場合を含む。)ならびに第101条第1項
滋賀県議会委員会条例(昭和31年滋賀県条例第28号)	第22条
滋賀県政務活動費の交付に関する条例(平成13年滋賀県条例第37号)	第5条各項、第6条各項、第8条第1項、第3項および第4項、第10条各項ならびに第12条各項
滋賀県政務活動費の交付に関する規程(平成13年滋賀県議会告示第2号)	第5条第2項
滋賀県議会傍聴規則(昭和35年滋賀県議会規則第2号)	第7条第7号ただし書
滋賀県議会委員会傍聴規程(平成24年滋賀県議会告示第1号)	第7条第8号ただし書
政治倫理の確立のための滋賀県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成7年滋賀県条例第34号)	第2条各項、第3条、第4条および第5条各項
滋賀県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成7年滋賀県議会告示第1号)	第9条第1項
滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例(平成15年滋賀県条例第69号)	第8条および第9条第1項

滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例施行規則(平成15年滋賀県議会規則第1号)	第3条、第8条第1項、第2項、第3項および第5項、第11条ならびに第13条
滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)	第5条第1項

## 付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。